

2025年度採用 大学院研究者育成奨励金(2024年度在籍者用) 募集要項

1	趣旨	社会で活躍する本学出身の研究者・博士人材を輩出するため、本学大学院博士課程後期課程の正規学生及び特別学生に入学金、年間学費相当額を支給します。これにより、研究に専念できる環境を整備し、社会で活躍する博士人材を志す者を支援します。
2	対象研究科	神学研究科、文学研究科、社会学研究科、法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、総合政策研究科、言語コミュニケーション文化研究科、人間福祉研究科、教育学研究科、国際学研究科、経営戦略研究科
3	申請資格	<p>本制度の採用年度に、本学大学院博士課程後期課程に在学する正規生及び特別学生(一般・社会人・外国大学卒業生)とし、外国人留学生(関西学院大学大学院外国人留学生奨励金の受給資格を持つもの)及び標準修業年限(在学期間3年、休学期間は含まない)を超えた者※、休学者(在籍料は自己負担)は対象外とします。</p> <p>1. ※特別研究員DCの採用者においては、特別研究員の採用期間内であれば、標準修業年限を超えた期間についても本制度の支給対象とします。 ※2024年度在籍者への経過措置として、2025～2027年度採用分における申請者が標準修業年限を超えた者であっても、支給期間が通算3年を超えていない場合は本制度の対象とします。</p> <p>2. 採用(支給)前年度に日本学術振興会特別研究員DCに申請したもの。ただし、以下のいずれかに該当する場合は申請を認めます。</p> <p>① 申請時点ですでに日本学術振興会特別研究員に採用されている場合 ② 申請できなかったことについて正当な理由のあるもの、または採用初年度の入学者。 ※2025年度採用分のみでの取扱いとして、特別研究員DCに申請していなかった場合においても、②に該当することとし、申請資格を満たすものとする。 ※②の該当者であっても、次回日本学術振興会特別研究員DCの申請を義務とします。(特別研究員DC申請資格がないものを除く)</p> <p>③ 常勤職及びそれに準ずる職をもつ場合 ※特別研究員DCは、特別研究員以外の身分を持つことができないため。</p>
4	金額	入学金(入学時1度に限り)、年間学費相当額(授業料、実験実習費、教育充実費)
5	支給期間	<p>原則として1年間としますが、継続支給における審査に定める要件を満たす場合は継続支給を認めます。ただし原則として標準修業年限内に限ります。過去に同一研究科(取得可能な博士学位が複数ある場合は同一の博士学位)に所属していた場合、本制度で既に支給を受けた期間については重複して支給しません。</p> <p>※大学院博士課程後期課程研究奨励金(2024年度末廃止)に採用され、学費相当額を支給された期間については、本制度の支給期間としてカウントします。(例:大学院博士課程後期課程研究奨励金に通算2年採用された者については、本制度の支給期間は1年を限度とする。)</p>
6	採用予定者数	申請者のうち審査通過者全員
7	申請手続	<p>○ 申請期間 2024年11月25日(月)～2024年12月9日(月) 申請フォームの入力と必要書類の提出の2つの手続が必要です。必ず申請期間内に両方を完了させてください。</p> <p>○ 申請フォーム 以下URLから申請項目を入力して申請期間内に提出を行ってください。 https://kwic.kwansei.ac.jp/portal/surveys/take?surveyId=1045</p> <p>○ 提出書類 本制度採用前年度の日本学術振興会特別研究員DC申請書(写し) 1部(Web上で提出) ※「3 申請資格」2. ①②③該当者は除く 提出先: 研究推進社会連携機構事務部 ※申請期間外の申請は一切受け付けませんので注意してください。</p>
8	採用初年度における審査	申請手続後、学内の所定の委員会にて協議のうえ、採用者を決定します。 なお、再入学者の再入学年度及び復学者の復学年度は採用初年度と同様に審査を行います。
9	継続審査	毎年度の申請手続に加えて、各研究科において定めた継続基準・審査方法と継続支給要件(研究計画の進捗状況、学位取得見込み、採用者の義務の履行状況)をもとに支給継続を決定します。
10	採用者発表	2025年4月9日(水) kwicのキャビネットにて、採用者を発表する予定です。その際、所属と学籍番号等を一覧にして掲示しますので予めご了承ください。 https://kwic.kwansei.ac.jp/cabinet/area/detail?areaId=5878&directLink=1&directLink=1&directLink=1
11	交付手続	<p>学期毎にそれぞれ交付手続が必要です。採用者発表時に「10. 採用者発表」と同じリンクに交付手続方法を掲載します。</p> <p>春学期交付手続期間: 2025年4月9日(水)～2025年4月18日(金) 秋学期交付手続期間: 2025年10月予定 ※交付手続を期限内に行わない場合、採用者として決定していても奨励金を交付することはできません。</p>
12	学費納入	2024年度在籍者については、初回より学費との相殺で奨励金を支給しますので、学費を納入いただく必要はありません。 ※研究科によっては、別途、研究雑誌費・同窓会入会金等について、差額納入用紙にて納める必要があります。
13	奨励金振込時期	「11. 交付手続」を完了した者に対し、奨励金を支給します。
14	採用者の義務等	<p>(1) 本奨励金を受けた者は、支給年度内の指定された期日までに、奨励金報告書(本学様式・Web入力)を研究推進社会連携機構へ提出しなければなりません。</p> <p>(2) 奨励金を受ける者は、原則、日本学術振興会特別研究員DCへの申請をするものとする。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する場合、奨励金を受ける資格を取り消します。その場合、奨励金の全部または一部の返還を求めます。</p> <p>① 本奨励金を辞退するとき ② 退学するとき ③ 報告書が提出されないとき ④ 本制度の趣旨に著しく反すると研究推進委員会が判断したとき</p> <p>(4) 採用者が休学する場合は、奨励金の支給を停止します。ただし、復学し標準修業年限を超えない場合は、奨励金の支給を復活します。</p> <p>(5) 大学院奨励研究員に採用された場合は、奨励金を受けることができません。</p> <p>(6) 学費支援を目的とする各種支給奨励金(学内外を問わず)等の支援制度に採用された場合は、本奨励金との重複支給は認めません。</p>
15	その他	2024年度以前の秋学期に入学した在籍生は、今回申請してください。
16	問い合わせ先	研究推進社会連携機構事務部(西宮上ヶ原キャンパス大学院2号館2階、TEL: 0798-54-6104、Email: gradresearch@kwansei.ac.jp)